

会 議 録

会議の名称	令和8年度第1回所沢市成年後見制度推進検討委員会
開催日時	令和8年7月1日（水）午後2時30分～午後4時30分
開催場所	所沢市こどもと福祉の未来館3階 多目的室3・4号
出席者の氏名	（委員長）岩崎 香 （副委員長）近藤 宏一 高野 香 鈴木 四季 行武 綾子 大舘 寿貴 廣谷 貴紀 溝井 光正 小野寺 健 坪井 弘直 北 敦夫 田中 保子
欠席者の氏名	中川 博之
説明者の職・氏名	地域福祉センター 副主幹 新井 一也 主査 轟 俊哉
議 題	(1) 所沢市成年後見制度推進検討委員会について (2) 所沢市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について (3) 第4次所沢市地域福祉計画策定に係るスケジュールについて (4) 次期所沢市成年後見制度利用促進基本計画について (5) その他
会議資料	【配付資料】 ・ 会議次第 ・ 委員名簿、席次表 ・ 資料1 所沢市成年後見制度推進検討委員会 ・ 資料2 所沢市成年後見制度利用促進基本計画素案 ・ 資料3 所沢市成年後見制度利用促進基本計画 指標進捗状況管理表 ・ 参考資料 成年後見制度の利用の促進に関する法律 ・ 参考資料 所沢市成年後見制度推進検討委員会条例
担当部課名	福祉部地域福祉センター 電話04（2922）2115 福祉部長 瀧澤 恵 地域福祉センター センター長 木下 浩一 地域福祉センター 副主幹 新井 一也 地域福祉センター 主査 轟 俊哉 地域福祉センター 主任 飯塚 貴之

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	1. 開 会 開会を宣言した。
瀧澤部長	2. 委嘱状の交付 令和8年7月1日付けで委嘱された各委員に対し、市長に代わり福祉部長が委嘱状を交付した。
瀧澤部長	3. 部長あいさつ
事務局	4. 委員の自己紹介 委員の自己紹介を行った。 近藤委員 → 高野委員 → 鈴木委員 → 行武委員 → 北委員 → 岩崎委員 → 坪井委員 → 田中委員 → 大館委員 → 廣谷委員 → 溝井委員 → 小野寺委員 5. 職員の自己紹介 事務局職員の自己紹介を行った。 瀧澤福祉部長 → 木下センター長 → 新井副主幹 → 轟主査 → 飯塚主任
事務局	6. 欠席者の報告 中川委員
瀧澤部長	7. 委員長・副委員長の互選 瀧澤部長を座長として、委員の互選により委員長・副委員長を選出し、承認を得た。 委員長 岩崎委員 副委員長 近藤委員
事務局	8. 会議の運営方法に関して ①会議の公開・非公開について（原則公開） ②会議録の記録方式について（発言者名は公開、要約方式で記録） ③会議録の確定について（委員長の署名・承認を得て確定）

事務局	9. その他 ○傍聴希望者の有無 なし ○配付資料を確認した。
事務局 (轟主査)	10. 議 題 1. 所沢市成年後見制度推進検討委員会について ・本委員会は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項及び所沢市成年後見制度推進検討委員会条例に基づき設置されており、委員の任期は令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間となります。 ・同法第14条では、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること、利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずること」が明示され、本市は所沢市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、本委員会では制度の利用の推進に関することや、計画の進捗管理等を実施してまいります。
岩崎委員長	ただいまの説明に対して、質疑等はございませんか。
委 員	(質疑・意見なし)
事務局 (轟主査)	2. 所沢市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について ～資料1から資料3を用いて説明～ 令和7年度の市計画の各指標の実績を報告した。 【施策目標1】 ①成年後見制度出前講座の受講者数（令和7年度実績357人） ②成年後見制度出前講座の実施回数（令和7年度実績18回） ③成年後見に関わる相談件数（令和7年度実績1,127件） （概 要） ①成年後見制度出前講座の受講者数 令和5年度までは社協主催の出前講座のみ集計していましたが、令和6年度からは地域福祉センター主催の講座や市が後援している埼玉成年後見支援センター主催の講座も含めています。令和6年度は終活講座を所沢まちづくりセンターホールで開催し多くの方に参加していただいたことから、その分が減少となっています。 ②成年後見制度出前講座の実施回数 講座のあり方としては、少人数講座のメリットとして、お一人おひとりの質問に丁寧に対応でき、参加者の理解が深まりやすい点が挙げられます。そのため、今後も大人数、少人数の講座を使い分けて、制度の周知と正しい理解の啓発に取り組んでいくことが効果的であると考えています。 ③成年後見に関わる相談件数

市の障害福祉課、高齢者支援課、こころの健康支援室のほか、市から相談業務等を受託している地域包括支援センター、相談支援事業所（３か所）及び基幹相談支援センター、所沢市成年後見センターで受け付けた相談件数を集計しています。相談件数は、同一人物による相談を１件とカウントするのではなく、同一人物であっても１回の相談で１件とカウントしています。今後も引き続き幅広く相談を受けられるように関係機関との連携を継続・強化してまいります。なお、これまでの本委員会では、相談によってご本人の困りごとが解消されたのか、適切な支援に繋がったのかといった点が件数以上に重要ではないかとのご意見も頂戴していることから、ご本人や支援者に早期に対応できるよう予防的な施策を展開しながら、相談件数の推移を見ていくことが引き続き重要であると考えられます。

【施策目標２】

④親族後見の利用者数（令和７年度実績１７３人）

⑤市民後見人の選任（令和７年度実績１人）※累計１人（令和３年度に１人選任）

⑥「あんしんサポートねっと」の利用者数（令和７年度実績３１人）

⑦市長申立て実施件数（令和７年度実績１９件）

（概 要）

④親族後見の利用者数

最高裁判所が公表している全国データでは、成年後見人等と本人との関係は、親族が１６．４％、親族以外が８３．６％となっており、約８割で親族以外の専門職後見人等が選任されています。さいたま家裁川越支部管内における後見人等別人数を自治体ごとに比較したデータでは、近隣の自治体と比較すると本市は親族後見人等が選任されている割合がやや高い傾向にあります。利用者数はほぼ横ばいの状態が続いています。本市では、親族後見人等への支援の取り組みとして、令和３年度から「親族後見のつどい」を開催していますが、例年、参加人数が１０人程度にとどまっていることから、親族後見の利用の後押しとなる取り組みとして、引き続き出前講座や研修会等を通じて、親族後見人等も所沢市成年後見センターで相談ができることを周知するほか、例えば、知的障害のあるお子さんがいる保護者などにも広く周知する方法を検討してまいります。

⑤市民後見人の選任

令和３年に本市において市民後見人が初めて誕生しました。被後見人はこれまで社会福祉協議会が法人後見人として関わってきた方となり、市民後見人となられた方は、社会福祉協議会の法人後見支援員として被後見人と長く関わっていただき、信頼関係が構築されていたことから、法人後見支援員からスライドする形で市民後見人になりました。社会福祉協議会が監督人となっています。

⑥「あんしんサポートねっと」の利用者数

金銭管理を伴う業務としてあり、適切な業務量の範囲内でトラブルを発生させないことを念頭に置いて業務を行っているため、利用者数の大幅な増加を目指すのではなく、確実に業務を行える範囲内で適切に利用していただくこととしています。

⑦市長申立て実施件数

	市長申立ては、権利擁護の手段の中でも「最後の砦」に位置するものと考えておりますことから、市長申立てを行うに当たっては丁寧に情報を収集し、各課が慎重に検討を進めているところです。真に制度利用が必要だと考えられる方が、各相談窓口につがっていないというケースが生じないように、関係者間での知識の底上げを図りつつ、連携を継続してまいります。なお、市長申立に当たり、各担当課の調査の段階で、支援者が見つかるなどして取下げが行われることがありますことから、実際の市長申立の相談件数は実績値より多くなっています。 【施策目標3】 ⑧中核機関の設置（令和4年6月設置） ⑨専門職による無料相談における成年後見人等の相談回数（令和7年度実績16回）（概要） ⑧令和4年6月から市及び社会福祉協議会を中核機関と位置づけ、所沢市成年後見センターを福祉の相談窓口を設置しました。 ⑨専門職による無料相談における成年後見人等の相談回数 毎月第4木曜日に、近藤委員に相談員を務めていただいているもので、1枠当たり30分で毎月4枠の相談に対応しています。所沢市成年後見センターでは近藤委員とアドバイザー契約を結んでおり、無料相談会以外にも専門的な知見が必要なケースにも対応できる体制をとっているとの報告をいただいております。 （まとめ）相談件数が大幅に増加しており、成年後見制度への関心・ニーズは引き続き高まっておりますことから、①新しい制度も視野に入れながら制度の普及啓発を適切に行っていくこと、②限られた人的資源の中で、所沢市成年後見センターが全ての相談に対応することは現実的ではないため、身近な相談窓口での相談体制の底上げを図ること、③市長申立てについては、真に制度利用が必要な方が適切に制度を利用できるよう福祉関係者との連携を一層強化すること、④関係者間での連携として、地域連携ネットワークをより一層推進する取り組みを展開していくことが必要であります。
岩崎委員長	ただいまの説明に対して、質疑等はございませんか。
近藤副委員長	資料7ページの「取組を測る指標」で令和8年度の目標値があるが、令和7年度の実績値よりも少ない数字になっている。目標値の立て方はどのようにしているのか。
事務局 （新井副主幹）	成年後見制度利用促進基本計画を策定した段階における令和8年度の目標値をそのまま記載しております。
近藤副委員長	出前講座について、どのような種類の講座があり、毎年内容が変更されていくものなのか。また、初心者向けの講座などは開催されているのか。
事務局	出前講座につきましては、令和7年度は社会福祉協議会主催による「出前講座」や埼

(轟主査)	玉成年後見支援センターによる「市民講座」をはじめ9つの講座を開催し、令和6年度から大きな変更はありませんでした。このうち、「成年後見制度のいろは」は、初心者向けの講座として、初めての方にもわかりやすい内容としていたり、「成年後見ミニ講座」は、少人数の参加者により開催しております。また、福祉関係の従事者を対象に「実務者研修」を開催し、基礎編を終了した方は応用編に参加していただくような流れとしており、老後に備えるための「終活講座」も開催しているところです。
近藤副委員長	資料11ページの「取組を測る指標」で「あんしんサポートねっと」の利用者数だが、数字では横ばいとなっており、先ほどの説明でも、利用者数を大幅に増やすのではなく、適切な規模で実施していきたいとの説明があった。これは社会福祉協議会側の事情なのかと捉えることもできるが、市民をどのように支えるかという観点からすると、現在の実績値の31件に対して、どのように目標値の50件に持っていくのか、具体的な方策があれば伺いたい。また、市長申し立て実施件数が横ばいとなっている点も伺いたい。
坪井委員	現実的に目標値を達成する見込みは非常に厳しい現状がある。実施主体は埼玉県社会福祉協議会で、所沢市社会福祉協議会は県社協から委託を受けてサービスを実施している。あんしんサポート事業は、所沢市成年後見センターの職員が兼務しており、委嘱された支援員が利用者のご自宅を訪問し、サービスを提供していただいている。所沢市社会福祉協議会としては支援員を雇用しておらず、支援員の確保が困難な状況が続いている。令和6年度に埼玉県が実施した市民後見人の養成講座を受講された方に、ぜひ支援員になっていただきたいとお声がけをし、令和7年度はこのうちの4人が支援員となつてご協力をいただいている。担い手不足の解消が課題となっており、ニーズに応えることができていないのが現状である。
溝井委員	市長申立の件数について、実績値としては横ばいだが、今後も件数が急激に増加することはないと感じている。目標値は30件となっているが、成年後見制度が必要な方に適切に支援していくことが重要であることから、増やすことが目標ではないと感じている。
近藤副委員長	需要と供給のバランスがあり、金銭管理をしてもらいたいという要望も多いと思っている。県社協の事業ということもあるのかもしれないが、本計画の中にあんしんサポート事業の掲載もあるので、場合によっては市にもご協力いただくなどして、数値が上がっていくように、市民の需要を満たすような形で、少しでも前に進めたらと感じている。資料14ページの市長申立の報酬助成件数に関連して、令和7年4月から市長申立てなくとも高齢者の場合で報酬助成が可能となったと記憶しているが、この新たに加わった分に係る件数を分かればご教授いただきたい。
溝井委員	市長申立とは別に一般の申立てに係る人数については、令和6年度が2人、令和7年度が6人に報酬助成を行っている。

近藤副委員長	本市では他市にはない助成制度があり、引き続き取り組んでいただきたいと思います。
鈴木委員	一点目として、資料１０ページの表に「後見人の紹介」との記載があるが、これは後見人の候補者を紹介する、どこかの部署が後見人を紹介することなのか。二点目として、資料１１ページのあんしんサポート事業は目標値が５０件とあるが、今後の達成の見通しはあるのか。三点目として、市長申立以外の申立てについて、親族以外でも申立てを行うことは可能なのか。
事務局 (轟主査)	一点目について、所沢市成年後見センターや各所管課において、成年後見人等になってくれる方を探したいというお問い合わせに対しては、相談内容等によってその都度判断を行うことにはなりますが、埼玉弁護士会（弁護士）をはじめ、成年後見センター・リーガルサポート埼玉（司法書士）、コスモス成年後見サポートセンター（行政書士）、成年後見センターぱあとなあ埼玉（社会福祉士）、社労士成年後見センター埼玉（社会保険労務士）などの士業に関する法人をご案内しています。三点目について、親族以外でも申立ては可能となります。
坪井委員	二点目の、どのような経緯で目標値が５０件となったかは承知していないところだが、権利擁護事業の一つとして、成年後見制度とあんしんサポート事業があると承知していることから、一体的に事業を進めるということでは、所沢市のバックアップもいただければありがたいと思っている。
行武委員	資料１５ページの「課題」（現行計画８８ページから抜粋）の箇所で、「地域連携ネットワーク体制の構築にあたっては、後見業務を担う人や成年後見人等の候補者をチーム等で支える体制を検討する必要があります。また、市や審議会、社会福祉協議会等により中核機関の機能について具体的に検討し、本市としての位置づけ等を定めていく必要があります」との記載があるが、本計画の策定から何か具体的に進展したことはあるのか。
事務局 (新井副主幹)	これまでに中核機関として所沢市成年後見センターを設置しました。その先にある地域連携ネットワークや受任者調整会議については、今後どのように構築していくのか、また、次期計画にどのような形で盛り込んでいくのか、本委員会でご審議いただきたいと思います。
事務局 (轟主査)	<u>３．「第４次所沢市地域福祉計画策定に係るスケジュールについて」</u> ～資料１を用いて説明～ （概 要） 現在、市長から諮問のあった第４次の所沢市地域福祉計画の策定に向けて、地域福祉推進委員会においてご協議をいただいているところですが、前回の本委員会でご報告したとおり、成年後見制度利用促進計画は、第４次の地域福祉計画と一体的に策定することとしています。現在、第４次地域福祉計画は、地域福祉推進委員会を中心

岩崎委員長 委 員 事務局 (轟主査)	に、目指す本市の姿、地域福祉に関する基本的な考え方をはじめ、各協議事項を検討していただいております。次期地域福祉計画は社会福祉協議会の計画と統合するため、地域福祉センターと社会福祉協議会が共同で事務局を務めて策定の中心を担います。本委員会、地域福祉活動推進会議、庁内地域福祉推進連絡会議、庁内地域福祉担当者部会などの各審議会を順次開催しつつ、それぞれの検討事項を上部の所沢市地域福祉推進委員会にて最終的な素案の検討につなげていく流れですが、次期の成年後見制度利用促進計画は、地域福祉計画のうち権利擁護に係る部分の方向性や重点事項を整理し本委員会において取りまとめていくこととしています。 ただいまの説明に対して、質疑等はございませんか。 (質疑・意見なし) 4. 「次期所沢市成年後見制度利用促進基本計画について」 ～資料1を用いて説明～ (概 要) 「計画策定の背景」「計画期間」「計画策定の概要」「現状と課題」「計画の目指す姿」「施策の展開」「計画の推進」の7項目で構成しております。たたき台として素案を作成いたしました。委員の皆様からいただいたご意見などを反映させていく予定です。 【1 計画策定の背景】 (1)で「単身高齢者や認知症の増加による権利擁護の必要性」を、(2)で「民法改正(成年後見制度の抜本的見直し)の動向」を、(3)で「本市における計画策定の意義」を記載しています。特に(2)は、前回の本委員会後にいただいた、国の制度の見直しを計画に明記することが望ましいといった複数のご意見を基に、制度の抜本的な見直しを盛り込んだ、民法改正に伴う本制度の見直しの動向を記載しています。(3)は、法改正の趣旨と国の最新の動向を的確に捉え、本市の実情に即した権利擁護支援体制を確立するため、本計画を策定する意義を明記しています。 【2 計画期間】 本計画の期間を第4次所沢市地域福祉計画との整合性を図るため、令和9年度から令和14年度までの6年間とし、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直すことを明記しています。 【3 計画策定の概要】 本計画の概要として、権利擁護の普及の推進と、地域連携ネットワーク及び中核機関を中心とした支援体制の整備の推進、成年後見制度の理解向上及び制度利用の促進を目的とする取組を定めることを明記し、この後の「6 施策の展開」につなげる流れとしています。 【4 現状と課題】 初めに、現状の整理を行い、第4次所沢市地域福祉計画の策定に向けて昨年度実施した市民アンケート(第4次所沢市地域福祉計画等策定に関する市民意識調査)の結
--	---

果などを用いて、成年後見制度の認知度の割合が増加した一方で、「制度名は知っているが内容は知らない」といったご意見も一定割合みられたことにより、これからの課題として、制度に対する幅広い世代の理解と利用しやすさの向上が求められていることを記載しています。

その下段以降は、計画の内容の根拠とするための基礎情報としてお示しする部分となります。具体的には、①は成年後見制度の支援が必要な対象者を、②は制度の利用状況として利用者数と相談件数の推移などを示しています。なお、数値や表は今後修正や変更を加える場合がありますのでご了承ください。

【5 計画の目指す姿】

(1)の「基本理念(第4次所沢市地域福祉計画)」は、「支え合いの輪で自分らしく生きるまち」との共通の理念のもと、(2)の「方向性の内容」は、「誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくりを進める」とし、前回の本委員会後に委員の皆様からいただいたご意見を基に、現行計画の基本方針と同様の文言としています。

【6 施策の展開】

(1)市の主な取組みとして「成年後見制度の普及啓発」「相談体制の底上げ」「成年後見制度の利用支援事業の推進」「市民後見人候補者の養成」「地域連携ネットワークの推進」の5項目を掲げ、(2)で取組を測る指標として「普及啓発活動(講座回数)」「地域連携ネットワーク協議会の設置」について設定を行いました。(3)では運用実績報告として、目標とする指標とはせずに、事業の実績及び状況を本委員会に報告を行うとともに、進捗管理を行いながら、成年後見制度の適正な運用を測るものとして、現行計画の「取組を図る指標」として掲げている「成年後見に係る相談件数」「親族後見の利用者数」「市民後見人の選任数/市民後見人候補者数」「「あんしんサポートねっと」の利用者数」「市長申立の実施件数/報酬助成の対象者数」の5つの項目をここで設定しています。前回の本委員会や委員会後に、

- ・数値目標を掲げるのではなく、しっかりと内容を踏まえた取組を記載したほうがよい。
- ・これまでの指標のうち、目標値を設けることに違和感があるものがあつた。
- ・目標値はなくし、昨年実績値とその年の実績値の比較のほうがよい。
- ・計画の実効性を担保するために指標設定は継続するものの、指標数を限定する。
- ・数値ではなく、どのような状態が目指すべき姿なのかが重要である。目標値の設定はなくてもよいが、実態把握としてモニタリングは必要だと思う。

といったさまざまなご意見をいただきました。本計画もこうしたご意見を反映した内容といたしたいと考えを示したものです。

【7 計画の推進】

(1)計画の推進に向けた方策を掲げ、(2)は、計画の実現に向けて実施することとして、本計画において設定した目標値や運用実績報告などは、成年後見制度推進検討委員会において報告するとともに、進捗状況や評価、事業の方向性などについて、総合的に検討・評価することとしています。(3)は、現行計画と同様に、社会福祉協議会との連携を記載しています。

(まとめ) 今後、記載されている内容など細かい部分は修正を重ねてまいります、

	本日は、委員の皆様には計画の内容の部分についてご協議をお願いいたします。
近藤副委員長	「1計画策定の背景（1）」について、見出しは「<u>単身高齢者や認知症の増加</u>」となっており、内容では「<u>認知症高齢者</u>」との記述があることから、「<u>認知症高齢者等の増加</u>」としてもよいと思った。次に、「3計画策定の概要」では「<u>認知症高齢者や単身高齢者の増加</u>」となっており、（1）のところは「<u>単身高齢者</u>」の記述が前に出ているので、どちらかに統一した方がよい。次に、「●成年後見制度とは」の箇所の2行目に「<u>家庭裁判所に選ばれた成年後見人等</u>」となっているので、その後の「<u>被後見人</u>」にも「<u>等</u>」を付けた方がよい。次に、「1計画策定の背景（2）」について、民法の改正が行われたことをもう少し記述していくことはいかがか。
事務局 （新井副主幹）	法律の改正状況や制度改正の動向について、計画策定の進捗に合わせて確認し、最新の情報により掲載できるように、この箇所は流動的に考えていきたいと考えます。
岩崎委員長	障害者の皆さんを支援する立場からすると、「<u>認知症高齢者等</u>」としてもよいと思う。国連から日本に障害者権利委員会からの勧告がなされて以降、成年後見制度の見直しにも影響しているし、意思決定支援については、障害者領域でのサービスの報酬を改定していく議論において強調されている。権利擁護の必要性は高齢者だけではなく、幅広くさまざまな方々の意思決定を支援していく方向に流れているので、少し工夫していただけるとよいと思う。
田中委員	これまでも目標値を設けることへの議論があると思うが、目標値が全て無くなるわけではなく、目標値が残る部分もあると思っている。ただし、その必要数、ニーズの数をどのように算出するのかということが分からないところがある。推計値として、例えば、市民後見人の選任数やあんしんサポートねっとの利用者数をどのように見出すことができるのか。
事務局 （新井副主幹）	目標値は達成そのものではなく、達成に向けた取組を推進することを目的としているものと考えておりますが、目標値の設定ではなく、運用実績の報告としてモニタリング結果を報告させていただき、本委員会におきましても今後の市としてのアプローチや方向性をご審議いただくことで、よりよい取組となると考えております。なお、「運用実績報告」の項目の中で、指標を掲げて取り組んだ方がよいという項目がありましたら検討してまいります。
鈴木委員	目標値を設定することについて、例えば、商品をいくら売り上げたら利益が達成するといったイメージがあり、実務者としてはとても違和感がある。実際にサポートを必要としているところで、どれだけ達成しているかといった値であれば何となく理解はできるが、目標値を達成できたらそれでよい、ということでもないと思う。次に、「1計画策定の背景（1）」について、権利擁護を支援する側面もあることから、限定的ではなく「<u>障害者を含めて権利擁護を求められる方々</u>」などの文言にしたほうがよいと思う。

事務局 (新井副主幹)	修正について、検討してまいります。
田中委員	前回までの委員会でも目標値とすることが適切かどうかという議論はあったかと思う。ただし、私が懸念したのは、目標値というわけではないが、例えば、相談を受けた件数のうち、これだけ受任できたとか、何件は受け入れられて、人手が足りないことも含めてお断りせざるを得なかったなどの事実があってもいいのかなと思っている。というのは、個人的には結局お金の話なのかなと思っている、県や市で足りないところはたくさんあると思うが、どれだけそこが本当に求められているかという話とは乖離した状態で提供しています、というだけになってしまうと、計画としては十分な役割を果たせなくなっていってしまうのではないかなという懸念を感じた。目標値ではないにしても、実質人数だけでなく、何らかの追跡方法・表記を提示した方がよいと思っている。
岩崎委員長	ご意見を聞いていて、一般的な計画に関しては、実績値があって、それに対して起こりうる値を参考にしながら目標値を決めて、それを上回ればよいといった評価の仕方が一般的ではあるが、それが成年後見制度と適合しているのかどうかという点がある。現場感覚として数値で計ることに対しては不安があるとも思った。実態が見えない中で、数字だけが独り歩きするように受け止められるかもしれないが、例えば、備考欄などに記載することでフォローできる部分もあるのではないかと感じる。
鈴木委員	あんしんサポート事業は各自治体によって運用がそれぞれ異なっていたりすることからも、備考欄や但し書きなどの工夫があったら理解しやすくなると思った。
近藤副委員長	相談に来られたけれど断らざるを得なかったというようなニーズを把握してみることも大切だと思う。例えば、同じような人口規模の川越市ではどのような運用がなされているのかなど、もしかしたら共通性があるかもしれないし、所沢市は頑張っているなということも分かるかもしれない。他市の動向などを調査して、ニーズを把握していくことも一つの手段だと思うので、参考にしてもらえればと思う。
事務局 (新井副主幹)	指標の立て方としましては、分かりやすく、イメージしやすいものを工夫を行ってまいります。成年後見制度に係る相談件数や「あんしんサポートねっと」の利用者数については、他市にも確認を取りつつ、どのような形で目標値を立てられるのか検討し、次回の委員会までにお示しいたします。
高野委員	素案を拝見した感想だが、施策の背景として権利擁護が必要であり、それは高齢者が増えてきているということがある。「3計画策定の概要」では地域連携ネットワークを中心とした支援体制整備の強化の明記があるが、まさしく所沢市に地域連携ネットワークを構築しなければならない時期だと思っている。「4現状と課題」の後の展開として、「市の主な取り組み」があり、啓発活動や相談を充実するということがメインになっているような印象があり、地域連携ネットワーク、権利擁護、意思決定支援について、

	展開の部分でももう少し説明をした方がよい。なんとなくだが、また元に戻っている印象を受ける。成年後見に係る相談件数、親族後見の利用者数、「あんしんサポートねっ」との利用者数などの指標を掲げているだけであって、意思決定支援をしましょう、権利擁護を厚くしましょう、地域連携ネットワークを構築しましょうというところまで進まないといけないのだが、「7計画推進」に関しても、同じような表現になっている。民法改正の部分も「国の動向を注視しつつ」と一括りにされている点がやや残念に感じられた。「1計画算定の背景」に権利擁護の必要性や、民法改正により制度が変わること、地域連携ネットワークを構築して後見人を支援していくといった記載があるので、「7計画の推進」もそれに倣って記述した方がよいと感じた。
事務局 (新井副主幹)	前回の委員会では、現行計画は施策目標に地域連携ネットワークの整備を掲げ、中核機関の設置を指標としているところですが、次のステップとして、地域連携ネットワークの構築に移行していかなくてはいけないとのご意見でまとまった経緯があります。現在、地域連携ネットワークを明確に構築している自治体を把握しておらず、どのような形で進めていけばよいのかを研究していく段階であると考えております。また、受任者調整会議については、自治体によってさまざまな形で運用しています。素案では地域連携ネットワークの推進と掲げておりますが、民法の改正に伴い、今後どのような形で取り組むべきなのか今のところ示されておりませんので、地域連携ネットワークの位置付けなど、未確定の部分がございます。先日、社会福祉法の一部改正に伴って国から概要資料の提供がありましたが、その中では会議体の設置が示されており、成年後見センターや本委員会など、それぞれがどのような役割を担っていく必要があるのか、今後研究をしなければならないものがとても多いと感じています。どこまで踏み込むのかは課題ではございますが、今後3年間で本委員会において地域連携ネットワークの構築等についてご審議をいただきながら、方向性を見出すような流れを組めればよいと考え、「取組を測る指標」とさせていただいたところです。足踏みしているわけではなく、どのように進めていくのがよいか検討している段階ですので、皆様のお知恵を拝借できればと存じます。
北委員	素案について、法の改正もあり現時点ではこうした書き方しかできないのではないかと思います。地域連携ネットワークに関しては、本計画を立てる中でゴールラインを定めておいて、今後議論を重ねながら何かを達成していくことも一つの方法であると思う。
事務局 (新井副主幹)	段階的なゴールを設定しつつ、最終的な目標を考えていきたいと思います。
大館委員	計画を策定するに当たり、一般的には数値目標を掲げていくのが基本ではあるが、本計画において目標値の設定がふさわしいのかといった検証が必要だということは理解ができる。目標値に足しているので充足しているといった見方もある一方で、あまりにも数値が足りていない状況であれば充足していないという見方もあるので、ある程度の

	数値化は必要ではないかと思う。
小野寺委員	定量的評価の部分と定性的評価の部分のバランスについて、どのように考えたらよいのかとても難しい側面がある。本日の委員会等を踏まえて今後素案が作成されると思うので引き続き確認をしていきたい。
岩崎委員長	法改正に伴いあんしんサポート事業については、今後大きな焦点になってくるとい 声が聞かれる。機能を拡大するような話もあるが、意思決定を誰がどのように支えてい くのか、実際にそこにたどり着くまでのサポートをどこがどのような形で行っていくの か。やはり動向を注視し続けなければならないと思う。一方で、選択肢が増える中で、 意思決定が十分ではない方々をどのように支援していくのかといった仕組みはどの地域 でもあまり確立されていない。成年後見制度が多く利用されるということは、「判断を 求められない方がお互いに楽だ」という日本の文化というか、ご自分のことで、こうな ったらこうしてほしいなどを書き遺してる方はすごく少ないそうである。判断能力が十 分でなくなった際に、そうした手探り状態の中では理想的な仕組みになる。ただし、本 人の意思決定を尊重することはとてもよいのだが、そこを支える人材がほとんどいな い。社会福祉協議会も所沢市に限らず人員が不足されている。
近藤副委員長	今後研修会も予定されているが、大きな変革期ということで模索している状況ではあ る。
鈴木委員	先日、日本成年後見法学会で様々な話を伺った限りでは、後見人の現行の区分を「補 助」に一本化されるとの認識があったが、単純にそうではないようで、新たな類型にな るような認識があるようだ。代理代行決定支援などについても今後どのように取り扱っ ていくのか、混沌としていて開けてみないと分からない状況でもある。以前、家庭裁判 所に今後の書式のことをいろいろと聞いたが、自分達も分からないといった感じであっ た。これから修正や調整をしていく中で、計画なども含めていろいろと変化していくで あらうと思いながら全体を俯瞰して捉えているところである。現状として実務者として は困ってしまうのだが、今後も動向があればご教示いただきたい。
岩崎委員長	まだ先が見通せない中ではあるが、結構早いスピードで変化していくということも聞 いているので、本委員会でも情報収集や共有を行いながら委員の皆様のお知恵を拝借で きればと思う。
事務局	<u>5. 「その他」</u> 【委員会の資料等の送付に関するアンケートについて】 委員会の資料や開催通知、会議録等の送付方法に関するアンケートを実施する旨を説 明した。 【次回会議日程】 今年度は、本日の委員会を含めて3回の委員会開催を予定している。

近藤副委員長	・令和8年10月7日（水曜）午後2時～、 未来館多目的室3・4号 ・令和9年1月15日（金曜）午前10時～ 未来館多目的室1・2号にて開催 11. 副委員長あいさつ 各専門分野の委員の皆様からご意見をいただき、とても充実した審議になったと思う。これから制度が変わる部分があるので、こうした形で充実した審議を行うと、利用価値の高い成年後見制度を普及できると考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。 12. 閉 会 閉会を宣言した。
事務局	